

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

弥富市は、愛知県の西部、海部地区の南西端に位置し、人口44,345人（平成30年4月末現在）、総面積48.18km²、東西9km、南北15kmの細長い地形を有する木曾川下流に開拓された水郷のまちで、日本有数の金魚の生産地である。

また、市内にはJR関西本線、名鉄尾西線、近鉄名古屋線の鉄道3路線が走るほか、東名阪自動車道・伊勢湾岸自動車道・国道1号・23号・155号、西尾張中央道などの幹線道路が走り、名古屋市方面はもとより、中部国際空港や関西方面などへのアクセスに恵まれ、交通利便性の高い広域的な交通の要衝となっている。

さらに、南部の名古屋港西部臨海工業地帯には弥富ふ頭・鍋田ふ頭と二つのふ頭を擁し、産業や物流の拠点となっている。

弥富市の人口構造は、人口における14歳未満の割合が約13%、15歳から64歳までの生産年齢の割合が約62%、65歳以上の高齢者の割合が約25%となっている。

今後、生産年齢人口は2020年に60%、2040年には55%と減少、65歳以上の人口は2020年には26%、2040年には31%と上昇が見込まれている。

このような中、弥富市の経済発展を継続させるためには、人手不足を補うことが可能な生産性向上に向けた先端設備等の導入促進を図る必要がある。

弥富市の産業構造は、平成26年度経済センサスによると事業所数は2,143事業所、業種は、小売業、製造業、建設業、飲食業、運輸業、不動産業、医療・福祉等様々な業種で構成されており、その内訳は多くの中小企業者で構成されている。

現在、弥富市内の中小企業者は、人手不足、売上低迷、原材料価格の高騰、経済のグローバル化に伴う競争力の激化等の課題に直面しており、現状を放置すると域内の産業基盤が失われかねない状況である。

このような中、弥富内の中小企業の生産性を抜本的に向上させることで、人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、先端設備等の導入による国際競争力の強化を図ることは、喫緊の課題である。

(2) 目標

弥富市は、生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、経済発展を目指すために中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、先端設備等導入計画の認定目標件数を、計画期間の3年間において20件とする。

(3) 労働生産性に関する目標

弥富市では、先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

弥富市の産業は、金魚の養殖業や水稲、トマトなどの農林水産業、自動車関連産業や航空宇宙産業などに携わる製造業、物流をはじめとした多くのサービス業と多岐に渡り、業種割合は、小売業（20%）、製造業（15%）、建設業（10%）、飲食業（8%）、運輸業（7%）、不動産業（7%）、医療・福祉（6%）と多様な業種が弥富市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。

したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

弥富市は、北部から南部まで鉄道や高速道路、国道などの幹線道路が存在し、その周りには製造業や物流をはじめとした多くの産業が存在している。

さらに、南部の名古屋港西部臨海工業地帯には、自動車関連産業や航空宇宙産業などに携わる製造業、コンテナターミナルや物流等、多くの事業所が集積している。

これらの地域で広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

弥富市の産業においては、自動車関連産業や航空宇宙産業などに携わる製造業、物流をはじめとした多くのサービス業、金魚の養殖業や水稲、トマトなどの農林水産業等と多岐に渡り、多様な業種が弥富市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けたこれらの事業者の取組は、新商品の開発、自動化の促進、IT導入による業務効率化、省エネの推進など、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

また、対象事業については、生産性向上特別措置法第40条第4項の認定要件を満たす事業とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の期間は、国が同意した日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の期間は3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

雇用の安定に配慮するため、人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としないこととする。

健全な地域経済発展に配慮するため、公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としないこととする。